

「帯広市児童保育センター（川北エリア）」指定管理者の指定結果

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり本市の公の施設に係る指定管理者に指定します。

1 公の施設の名称及び位置

名称	位置
北栄児童保育センター	帯広市西11条南2丁目11番地
栄児童保育センター	帯広市西17条北1丁目44番27号
啓親児童保育センター	帯広市西14条北7丁目4番地1

2 指定管理者

河東郡音更町中鈴蘭南2丁目4番地1

有限会社マミィ

代表取締役 南出 雅樹

3 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで